

木造住宅の耐震化を支援します！

1995年に発生した阪神・淡路大震災では多くの人が犠牲となり、その亡くなられた人の大半は建物などの倒壊による圧迫死・窒息死によるものとされています。

また、その後も国内各地で地震が発生している中で、既存住宅の安全確認・補強などの早急な対応が必要であると指摘されています。地震から生命および財産を守るためには、もしものときに備えて、建物の現状を把握し耐震対策をすることが重要です。



耐震シェルター

設置補助がメニューに追加されました！

木造住宅耐震化等促進事業補助制度

浜田市では、「浜田市建築物耐震改修促進計画」に基づき、地震などによる木造住宅の倒壊を防止し、その安全性の向上を図るために、『耐震診断』や『耐震改修』などを行う住宅の所有者に対して、その事業に要する費用の一部を補助する制度を設けています。

■補助の対象となる事業

補助の対象となる事業と内容は次のとおりです。

耐震診断事業 現地調査や構造計算によって、建物に耐震性があるかを建築士に判定してもらう。

補強計画策定事業 耐震診断の結果、耐震性なしと判断された場合に、補強方法を設計してもらう。

耐震改修事業 策定された補強計画に基づき、耐震改修(補強)工事を行う。

解体助成事業 耐震診断の結果、耐震性なしと判断された場合※に、建物全部を解体する。

耐震シェルター設置事業 耐震診断の結果、耐震性なしと判断された場合に、耐震シェルターを設置する。(1階部分に限る)

※容易診断により倒壊の危険性があると判断されたものも含みます。

■補助の対象となる住宅

次のいずれにも該当する木造住宅が対象となります。

- ・市内にある木造住宅で階数が2以下のもの
- ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ・耐震診断の結果、上部構造評点が「倒壊する可能性がある」レベルである1.0未満と判定されたもの(耐震診断事業の場合は除く)
- ・高齢者等が居住する住宅(耐震シェルター事業に限る)

■補助率と補助限度額

補助対象経費に補助率を掛けた金額が、補助金になります。

対象事業	補助対象経費	補助率	1棟当たりの補助限度額
耐震診断	耐震診断に要する経費	10分の9	6万円
補強計画策定	補強計画策定に要する経費	3分の2	40万円
耐震改修	耐震改修工事に要する経費(工事に伴い必要となる撤去、復旧などに要する経費を含む。)	100分の23	80万円
解体助成	住宅のすべてを除却するために要する経費	100分の23	40万円
耐震シェルター設置	耐震シェルターの設置に要する経費	2分の1	20万円

■申込方法

必要な図面や書類を添えて、所定の申請書に必要事項を記入の上、提出してください。

※ 申請様式は、浜田市ホームページ⇒住まい⇒支援事業や制度⇒木造住宅耐震化等促進事業 からダウンロードできます。

■問い合わせ先

本庁建築住宅課(Tel 25-9632)

耐震改修によって税金が控除・減額されます

住宅の耐震化を進めるために、税制の特例措置が設けられています。

■所得税の特別控除

令和6年3月31日までに耐震改修を行った場合には、耐震改修に要した費用の額と、改修に係る標準的な工事費用相当額とのいずれか少ない金額の10%相当額(25万円を上限)を所得税額から控除することができます。

■固定資産税の減額

既存の住宅を耐震改修した場合、一定の期間、一定の部分の固定資産税が2分の1に減額されます。

■税金に関する問い合わせ先

本庁税務課(Tel 25-9230)